

飯山市情報公開条例

平成11年3月25日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、市の保有する情報の一層の公開を図るため、公文書の公開を求める権利を明らかにし、市民の市政への参加を推進するとともに、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政を推進することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真及びフィルムであって、決裁又は回覧等の手続きが終了し、実施機関において管理しているものをいう。
- (2) 公開 公文書を閲覧に供し、又は公文書の写しを交付することをいう。
- (3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、市民の公文書の公開を求める権利が適正に保障されるようにこの条例を運用するものとする。この場合において、通常他人に知られたくない個人、法人その他の団体に関する情報の保護に、最大限の配慮をしなければならない。

(適正使用)

第4条 この条例の規定に基づいて公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(公開の請求)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対して公文書(第5号に掲げるものにあつては、当該利害関係を有する事務に係る公文書に限る。)の公開を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に勤務する者
- (3) 市内に在学する者
- (4) 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務に利害関係を有するもの

(公開しないことができる公文書)

第6条 実施機関は、次の各号の一に該当する情報が記録されている公文書については、公開しないことができる。

- (1) 法令等の定めるところにより、公開することができないと認められる情報
 - (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報は除く。
 - ア 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により何人も閲覧できるとされている情報
 - イ 公表を目的として作成し、又は取得した情報
 - ウ 法令等の規定による許可、免許、届出等に際して作成し、又は取得した情報で、公益上公開が必要と認められる情報
 - (3) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報は除く。
 - ア 個人の生命、身体又は健康を、当該法人等又は当該事業を営む個人の行為によって生ずる危害から保護するために、公開することが必要と認められる情報
 - イ 個人の生活を、当該法人等又は当該事業を営む個人の違法又は不当な行為によって生ずる重大な支障から保護するために、公開することが必要と認められる情報
 - ウ ア及びイに掲げる情報のほか、これに準ずるものとして公開することが公益上必要と認められる情報
 - (4) 国又は他の地方公共団体(以下「国等」という。)との間における協議又は国等からの依頼に基づいて作成し、又は取得した情報で、公開することにより国等との協力関係を著しく害するおそれがあるもの
 - (5) 市の内部若しくは市と国等との間における審議、調査、検討等に関する情報又は市若しくは市と国等が行う検査、監査、取締り等の実施計画、争訟若しくは交渉の方針、試験の問題その他の事務若しくは事業に関する情報で、公開することにより当該審議等又は当該事務若しくは事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれのあるもの
 - (6) 個人の生命、身体及び財産の保護のために、公開しないことが必要と認められる情報並びに犯罪の捜査、犯罪の予防その他公共の安全の確保に関する情報
- (公文書の部分公開等)

第7条 実施機関は、請求に係る公文書に前条各号のいずれかに該当する情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、当該部分を容易に、かつ合理的に分離できるときは、当該部分を除いて公開しなければならない。

2 実施機関は、前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書であっても、期間の経過により、当該公文書を公開しない理由がなくなった場合は、当該公文書を公開しなければならない。

(請求の方法)

第8条 第5条の規定により公文書の公開を請求しようとするもの(以下「請求者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。ただし、実施機関が請求書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。

(1) 請求者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人等の代表者の氏名

(2) 公開を請求しようとする公文書

(3) その他実施機関の定める事項

(請求に対する決定等)

第9条 実施機関は、前条の規定による請求書の提出があったときは、当該請求を受理した日の翌日から起算して14日以内に、請求に係る公文書について公開をするかどうかを決定し、速やかに請求者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、公開をしないことと決定したときは、その理由(その理由がなくなる期日を明示できるときはその理由及び期日)を併せて通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により第1項の期間内に決定することができないときは、同項の規定にかかわらず、当該決定を延期して行うことができる。この場合においては、当該延期の理由及び決定できる時期を請求者に通知しなければならない。

(第三者情報の取扱い)

第10条 実施機関は、前条第1項の決定する場合において、当該決定に係る公文書に市及び請求者以外のもの(以下この条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができる。

2 実施機関は、前項の規定により第三者の意見を聴いた場合において、必要があると認めるときは、当該第三者に決定の内容を通知するものとする。

(公開の実施方法)

第11条 実施機関は、第9条第1項の規定により公開することと決定したとき又は第8条ただし書の場合における請求があったときは、速やかに、当該決定又は請求に係る公文書の公開をしなければならない。

2 実施機関は、公文書の原本を公開することにより、当該公文書が汚損され、又は破損されるおそれがあると認めるとき、その他合理的理由があるときは、当該公文書の写しにより公開することができる。

(費用の負担)

第12条 この条例の規定に基づき公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(不服申立てがあった場合の措置)

第13条 実施機関は、第9条の規定による処分に関し行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てを却下するときを除き、遅滞なく飯山市情報公開等審査会に諮問し、その審査を経て、当該不服申立てについての決定をしなければならない。

(審査会)

第14条 第9条の規定による処分に関する不服申立てについて、実施機関の諮問に応じて審査するため、飯山市情報公開等審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

第15条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

第16条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第17条 審査会に、会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第18条 審査会は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会は、審査を行うために必要があると認めるときは、不服申立人、実施機関の職員その他の関係人に対して、意見若しくは説明又は書類の提出を求めることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(公文書の目録)

第19条 実施機関は、公文書の公開の用に供するため、公文書の目録を作成するものとする。

(実施状況の公表)

第20条 市長は、毎年この条例の規定に基づく公文書の公開の実施状況を公表するものとする。

(他の法令等との関係等)

第21条 他の法令等の規定に基づき公文書の公開を求めることができるときは、当該法令等の定めるところによる。

2 この条例の規定は、図書館、その他市の施設等において市民の利用に供することを目的として管理している文書等については、適用しない。

(公文書の任意的な公開)

第22条 実施機関は、第5条の規定により公文書の公開を請求できるもの以外のものから公文書の閲覧又は写しの交付の申出があった場合においては、これに応ずるよう努めるものとする。

2 第12条の規定は、前項の規定による閲覧及び写しの交付について準用する。

(補則)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、平成11年4月1日以後に作成し、又は取得した公文書から適用する。